

行ってみよう！やってみよう！
お出かけガイド
イベント・講座情報

このコーナーでは、市内で開催されるイベントや講座などを紹介します。

20th ハーブ祭 in NOJIRI

ハーブを身近に感じ、楽しめる！



今年で20回目を迎えるハーブ祭。ハーブを楽しむ1日を過ごしてみたいかですか。●日時=11月4日(日曜)10時~15時●場所=葉草・地域作物センター●内容=ハーブを身近に感じ、楽しめるワークショップを中心としたイベント市内外の飲食・雑貨などの販売●問=葉草・地域作物センター (Tel 21-6061)

すきほぜまつり

奉納相撲で五穀豊穡を祝う



豊作を祝い、毎年行われる「すきほぜまつり」を今年も開催します。ほぜっこ相撲や赤ちゃんの土俵入りなど内容盛りだくさんです。●日時=11月3日(土)8時30分~16時●場所=須木地区体育館●内容=ほぜっこ相撲大会、赤ちゃん土俵入り、ステージイベント、お楽しみ抽選会など●問=須木庁舎地域振興課 (Tel 48-3130)

平成30年度小林市総合文化祭

文化・芸術の秋。作品展や囲碁や将棋などの各種大会も開催！

市総合文化祭を開催します。当日は駐車場の混雑が予想されるため、乗り合わせや公共交通機関で来場ください。

作品展(小林会場)

●日時=11月3日(土)9時~20時、11月4日(日)9時~16時

●場所=市民体育館、中央公民館

作品展(野尻会場)

●日時=11月3日(土)9時~17時、11月4日(日)9時~15時

●場所=野尻町農村環境改善センター

将棋大会

●日時=11月3日(土)10時~
●場所=中央公民館

囲碁大会

●日時=11月3日(土)10時~
●場所=百歳会館

お茶会

●日時=11月3日(土)10時~
●場所=文化会館

市民音楽祭

●日時=10月28日(日)12時~
●場所=文化会館

市民芸能祭

●日時=11月4日(日)13時~
●場所=文化会館

文化財カルタ大会

●日時=11月3日(土)10時~
●場所=中央公民館

【問】社会教育課 (Tel 22-7912)
教育部須木分室 (Tel 48-2266)
教育部野尻分室 (Tel 44-1100)



EDUCATION

「夏休み親子チャレンジ講座」を開催しました



1・2三ツ星レストランシェフと作る食育料理講座3・4お菓子づくりと野菜栽培基礎講座5ミニテニス体験講座6・7チーズづくりとピザづくり講座

市教育委員会では、小中学生が夏休みに親子で参加できる「夏休み親子チャレンジ講座」を実施しています。今年も4講座を開講。夏休みの思い出づくりや親子の交流、小林の「宝」の魅力発信を目的として「スポーツのまち」「地元高校生」「地元企業」の3つの宝の魅力を講座とおしてPRしました。

高校生講座では、小林西高校、小林秀峰高校の生徒にその知識や技術を活かして講座講師と

なっていたいただき、企業講座では(有)ダイワファームの大窪和利さん、野菜ソムリエの大角恭代さんのご指導で絶品チーズのピザづくりを体験。ミニテニス体験講座では、小林市ミニテニス協会にご指導いただき、親子ペアで対戦しました。

どの講座も小林市の素晴らしい企画というパワーで楽しい企画となり、それぞれの講座で受講生の笑顔があふれ、夏休みの思い出になりました。

シリーズ
学校の働き方改革

先生が子どもとじっくり向き合うために Vol.3

【表】これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務に関する考え方(2017、中央教育審議会の議論をまとめた「中間まとめ」より抜粋)

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
<ul style="list-style-type: none"> ●登下校に関する対応 ●放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応 ●学校徴収金の徴収・管理 ●地域ボランティアとの連絡調整 ※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき 	<ul style="list-style-type: none"> ●調査・統計等への回答等(事務職員等) ●児童生徒の休み時間における対応(輪番、地域ボランティア等) ●校内清掃(輪番、地域ボランティア等) ●部活動(部活動指導員等) ※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。 	<ul style="list-style-type: none"> ●給食時の対応(学級担任と栄養教諭等との連携等) ●授業準備(補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ●学習評価や成績処理(補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ●学校行事等の準備・運営(事務職員等との連携、一部外部委託等) ●進路指導(事務職員や外部人材との連携・協力等) ●支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専門スタッフとの連携・協力等)

日本全体で加速する「働き方改革」。義務教育の場、小中学校でも「待たなし」の変化が求められています。今、教育現場はどうなっているのか。長時間労働を是正しながら、教育の質を高めるには何が必要なのか。シリーズを通して考えていきます。

登下校の対応、夜間の見回りなど「学校以外が担うべき業務」文科省方針示す

先月号では、日本の先生が授業以外にもさまざまな業務を担当し、諸外国と比較してもトップレベルで忙しいという研究事例を紹介しました。学校の働き方改革の一つの方策として文科省が示しているのが「業務の役割分担」。昨年12月に文科省が発表した緊急対策では、授業以外の14業務を3つに分類(左表)。登下校や放課後・夜間の見守りなどを、「学校以外が担うべき業務」としたほか、休み時間

の対応、校内清掃、部活動なども「必ずしも教師が担う必要のない業務」と位置付けました。この役割分担の考え方を基に、全国各地で取り組みが進んでいます。本市でも県内初となる「部活動指導員」や「サポートスタッフ」を配置するなど、具体的な施策を展開中です。その他の業務についても、関係者が構成する「小林市教職員の働き方改革実行会議」などで議論を深めていくところです。